

## 適用対象

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会から緊急貸付を受けているまたは受けようとしており、かつ、一時的に電気料金またはガス料金の支払いが困難な事情があって、当社に特別措置適用の申出をされたお客さま

## 申込方法

- ・ この特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記の当社コンタクトセンターまでお電話にてお申込みください。

なお、既に特別措置の適用を受けている場合、再度のお申込みは必要ございません。

＜電気料金の特別措置＞ 0 8 0 0 - 7 7 7 - 8 8 1 0

＜ガス料金の特別措置＞ 0 8 0 0 - 7 7 7 - 7 1 0 9

＜受付時間＞ 平日9:00～18:00

※電気料金・ガス料金ともに当社の特別措置の適用を希望されるお客さまは、その旨、お申出ください。

- ・ お申込みの際、お客さまが適用対象に該当されているか確認させていただきますので、緊急貸付に関する書類をお手元にご準備のうえ、ご連絡いただきますようお願いいたします。
- ・ また、お申込みの後、緊急貸付の決定が確認できる書類（写し）を、郵送により、下記までご提出いただきますようお願いいたします。

〒530-8270

大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号 関電ビルディング28F

「電気料金（またはガス料金）の特別措置 受付係」宛て